

美作大学・美作大学短期大学部ガバナンス・コード適合状況について (2025年5月点検)

美作大学・美作大学短期大学部においては、日本私立大学協会が策定した「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード」[第1版]を基に、本学独自の自主行動基準として「美作大学・美作大学短期大学部ガバナンス・コード」を制定し、令和3年度後期より運用しています。

この度、ガバナンス・コードへの適合状況(令和6年度)を確認しましたので、本学ホームページに掲載し、ステークホルダーの皆様へ広くお知らせいたします。

第1章 私立大学の自主性・自立性(特色ある運営)の尊重

大項目	中項目	適合状況
1-1 建学の精神	(1)建学の精神	○
	(2)建学の精神に基づく人材像	○
1-2 教育と研究の目的 (私立大学の使命)	(1)建学の精神に基づく教育目的等	○
	(2)中期総合計画の策定と実現に必要な取組みについて	○

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

大項目	中項目	適合状況
2-1 理事会		○
2-2 理事	(1)理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	○
	(2)学内理事の役割	○
	(3)外部理事の役割	○
	(4)理事への研修機会の提供と充実	○
2-3 監事	(1)監事の責務(役割・職務範囲)について	○
	(2)監事の選任	○
	(3)監事監査基準	○
	(4)監事業務を支援するための体制整備	○
2-4 評議員会		○
2-5 評議員	(1)評議員の選任	○
	(2)評議員への情報の提供と充実	○

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)

大項目	中項目	適合状況
3-1 学長	(1)学長の責務(役割・職務範囲)	○
	(2)学長の補佐体制(学長補佐・学部長の役割)	○
3-2 教授会	(1)教授会の役割(学長と教授会の関係)	○

第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

大項目	中項目	適合状況
4-1 学生に対して		○
4-2 教職員等に対して		○
4-3 社会に対して	(1)認証評価及び自己点検・評価	○ (説明:4-3(1))
	(2)社会貢献・地域連携	○
4-4 危機管理及び法令遵守	(1)危機管理のための体制整備	○
	(2)法令遵守のための体制整備	○

【説明:4-3(1)】

美作大学短期大学部は、2021年11月に第三者評価機関である大学・短期大学基準協会による認証評価を受審し、適合の評価を受けました。

美作大学は、2022年11月に第三者評価機関である日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、適合の評価を受けました。評価結果を受けた後、教育・研究水準の向上と改善に努めています。

また、次期認証評価に向け不断のPDCA サイクルを確立する観点から、自己点検・評価報告書をに基づき毎年チェックすることとしています。

第5章 透明性の確保(情報公開)

大項目	中項目	適合状況
5-1 情報公開の充実	(1)法令上の情報公表	○
	(2)自主的な情報公開	○
	(3)情報公開の工夫等	○